

第1回 喜茂別町地域公共交通活性化協議会議案

日時 平成25年3月22日（金）13:00～

場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

【会議次第】

- 1 開会
- 2 喜茂別町長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 「喜茂別町地域公共交通活性化協議会規約」等の決定について
- 5 役員を選任
会長：
副会長：
監事：
- 6 会長あいさつ
- 7 報告事項
(1) 地域公共交通活性化協議会の目的と役割
(2) 喜茂別町における公共交通の現状
- 8 議題
(1) 地域公共交通確保維持改善事業について
(2) 平成25年度の取り組み事項について
- 9 その他
- 10 閉会

1 地域公共交通活性化協議会設置の目的と役割

(1) 目的

- ①「(仮称)喜茂別町生活交通ネットワーク計画素案の作成
- ②町民(利用者、関係団体)、交通事業者、関係機関、町がそれぞれの立場から町の生活に必要な移動手段の確保など、喜茂別町の公共交通の活性化のための方策を検討する。
- ③計画に位置づけされた事業を実施する。

(2) 役割

- ①喜茂別町内における公共交通に関する課題を発見する。
- ②喜茂別町内における公共交通に関する課題を解決する方策(事業)を検討する。
- ③公共交通の活性化につながるための方策(事業)を検討する。

〔地域公共交通の計画を策定した先進地の事例〕

【倶知安町】

倶知安町地域公共交通活性化協議会は、地域の高齢者などの生活交通ニーズへの対応や、公共交通空白地域を解消するため、地域公共交通総合連携計画を策定し平成21年～23年で小型乗合交通の実証運行、公共交通運行情報の提供、乗り方教室などを行った。

平成24年4月1日より、コミュニティバス「じゃがりん号」が本格運行している。1日に東西ルート11便、南北ルート10便で1回の乗車料金は100円。中学生以下無料。

【ニセコ町】

ニセコ町では、町内循環バス「ふれあいシャトル」を廃止し、平成24年10月からこつとBUS（利用者の予約に対応して、自宅等から町内の目的地まで運行する形態のバス）の運行している。

通常は予約のあった複数の利用者を乗せるため、乗合での利用形態となります。また、どの利用者にも大きな不便をあたえることのない経路をシステムで選定して運行します。1乗降200円、就学前の小児は無料、中学生以下・障害者・要介護認定の方半額。

【十勝管内芽室町】

芽室町地域公共交通活性化協議会が平成23年11月から本格運行を始めたコミュニティバス「じゃがバス」は、高齢者の外出支援や中心部の活性化などが目的で「東6条9丁目」を午前8時、10時、正午、午後2時、4時に出発し、約1時間半で町中心部と住宅街などを回り、芽室駅が終点。運賃は100円。

2 喜茂別町における交通の現状

(1) 路線バス

道南バス

- ・ 倶知安～京極～喜茂別～大滝～伊達 3本
喜茂別～御園 4本、 喜茂別～共和 1本、 喜茂別～留寿都 1本
- ・ 札幌～喜茂別～洞爺湖温泉・豊浦 6本

(2) ハイヤー

有限会社寿都ハイヤー富士支店

(3) 町有バス

2台のバスを保有しており、学校行事、スポーツ少年団、患者輸送、町の各種行事の時に利用している。教育委員会、住民課管理で患者輸送は住民課のバス(へき地患者輸送バス)を利用し民間に委託をしている。

(4) その他

登校時(地区から市街)と下校時(市街から地区)にハイヤーを運行している。

身体障がい者等の交通支援として、外出支援サービス事業などを行っている。

議 題

1 地域公共交通確保維持改善事業について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業

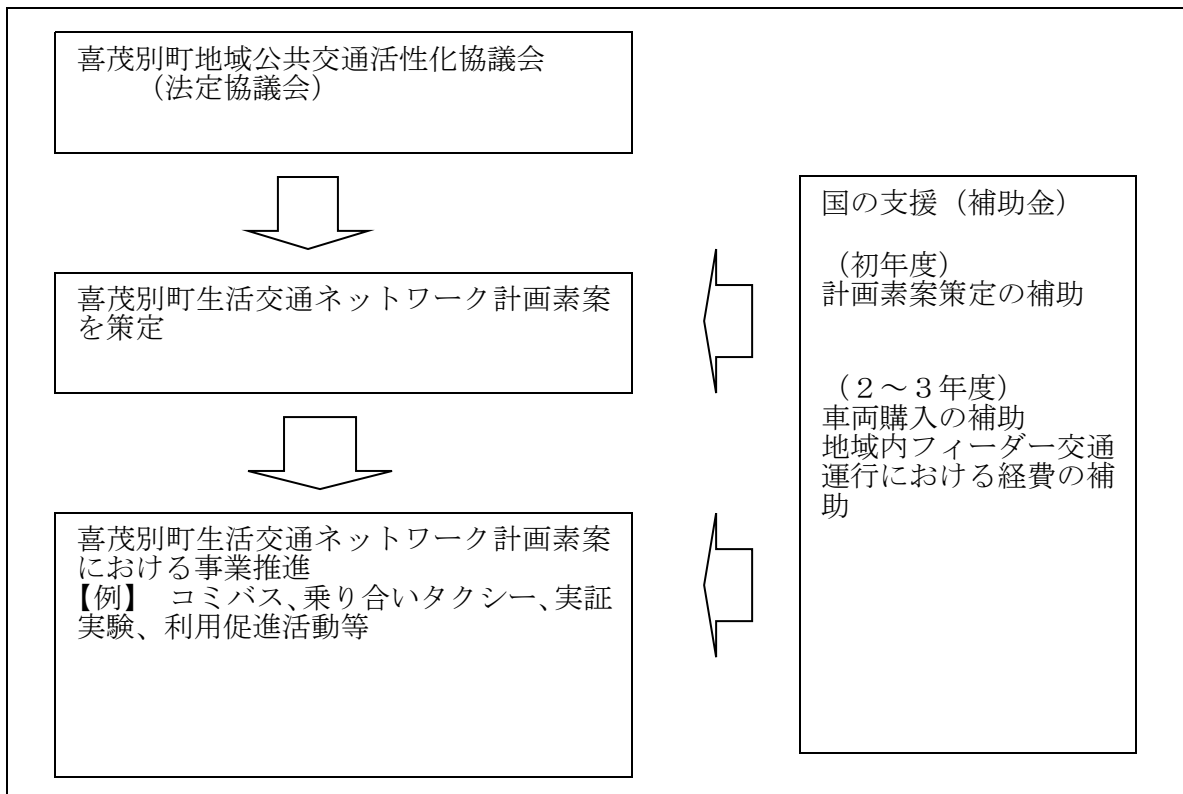
平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、地域合意による地域公共交通活性化再生に向けた環境整備がされました。

この制度は、この法律に基づき設立された協議会（法定協議会）が地域内の公共交通の確保・維持・活性化するための素案計画の作成、同計画に基づく事業の具体化の実現のために、地域におけるバス、乗合タクシー等の事業、公共交通利用促進等の多様な取り組みを、地域の合意に基づいて行うものです。

具体的には、地域の関係者（地域住民、公共交通事業者、町等）で構成する法定協議会が行う、地域公共交通の確保維持改善にかかる計画の策定調査事業や、当該計画に基づいて実施される事業について、地方運輸局長が事業計画の認定を行い、国費による補助を行うものです。

この制度を利用し、平成25年度は、地域公共交通調査事業補助の申請を行い、喜茂別町における公共交通のあり方を検討するため、実証運行や町民の交通ニーズに係るアンケート等を行い、その結果を参考とし喜茂別町生活交通ネットワーク計画素案を策定します。

(2) 計画素案の策定と実施



(3) 今後の予定

- H25年 3月 第1回協議会（規約等制定、予算案など）
4月 地域公共交通確保維持改善事業費内示
5月 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請
6月 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定
第2回協議会（調査業務委託実施の公示など）
7月 調査業務委託実施
第3回協議会（調査業務委託実施の結果など）
9月 第4回協議会（実証運行協議、町民アンケートなど）
10月 実証運行と調査
12月 実証運行と調査
- H26年 2月 第5回協議会（生活交通ネットワーク計画素案策定）
4月 運輸局へ（コミュニティバスかデマンドバス）事業申請
10月 （コミュニティバスかデマンドバス）運行開始

2 平成25年度の取り組み事項について

(1) 現況交通実態調査

① 地域現況調査

- ・現況の年齢階層別地域人口・世帯数の分布状況の把握
- ・将来の地域別年齢階層別人口推計
- ・通学、通院、買い物など日常生活の移動目的地となる町内の施設（学校、公共施設、医療・福祉施設、商業施設等）の立地状況の整理

② 公共交通現況調査

- ・町内における路線バス、医療バス、スクールバス等の運行状況の整理。
- ・町内路線バスのバス停別乗降客数の把握

(2) 交通ニーズ把握調査

① 住民調査（公共交通に関する世帯調査（パーソントリップ調査））

対象地域：喜茂別町全域（全世帯調査）

対象世帯：全世帯

調査日数：1日（平日）

調査内容：世帯調査（住所、世帯構成員、自家用車保有台数）

個人調査（トリップ調査）

※手段数4（自家用車、鉄道、バス、自転車・徒歩）

交通に関する意識調査

② 事業者ヒアリング調査

交通事業者や送迎サービス等を実施している事業者へのヒアリング調査により、交通サービスの現状や地域公共交通の確保維持改善に向けた課題を把握する。

③ 実証運行バス利用実態調査（デマンドバス等の実証運行を実施するものと想定）

実証運行バスの利用状況、利用者属性等を把握するとともに、今後の利用可能性などをアンケート調査により把握し、本格運行に向けた課題を整理する。

(3) 生活交通ネットワーク計画素案作成

① 喜茂別町全体の公共交通体系の将来ビジョン検討

喜茂別町における公共交通体系を整理するとともに、調査から得られる交通ニーズと交通課題から、喜茂別町の公共交通体系の将来ビジョン（案）を検討する。

② 事業収支・財政負担シミュレーション

地域公共交通の確保維持改善に向けた事業収支や財政負担シミュレーション等を行う。